三重県土地家屋調査士会
苦情処理委員会規程

（目　的）

第１条　会員が取扱った業務に関し、会員と嘱託人及び利害関係人との間に生じた紛議について適正な処理を行い、以って会の社会的責務を果たすことを目的として三重県土地家屋調査士会（以下「本会」という。）苦情処理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の使命）

第２条　委員会は、前条の目的を達するために適切迅速な苦情処理にあたり、以って各種の紛争及び綱紀事案の発生を事前に防止することをもって使命とする。

（委員会の構成）

第３条　委員会は、７名以内の委員をもって構成する。

（委員会の選任等）

第４条　第３条に定める委員は、会長が任命する。

２　委員の任期は、就任後第２回目の定時総会の終結までとする。ただし、後任者が選任されるまではその任にあたるものとする。

（委員長等）

第５条　委員長は、会長が指名する。

２　副委員長は、１名を置き委員長が指名する。

（委員会の責務）

第６条　委員会は、事案の処理にあたってはその内容を的確に把握し、関係当事者の理解を得るよう努めなければならない。

２　委員会は、事案の処理を終えたときは速やかにその要旨を会長に報告するものとする。

３　委員は、職務上知り得た事案を他にもらしてはならない。

（委員長の権限）

第７条　委員長は、必要に応じ小委員会をもって事案の処理にあたらせることができる。

（事案の回付措置）

第８条　会長は、本会宛の投書あるいは通報等により紛議の発生を知りたるときは、直ちに委員長に連絡し事案の処理にあたらせるものとする。

（参考人）

第９条　会長は、委員長の要請に基づき特に必要と認めたときは、参考人の出席を求め意見を聴取することができる。

（官公署との連携）

第10条　委員会の活動については、たえず当該事案の関係官公署との緊密な連携に留意しなければならない。

（委任規定）

第11条　この規程の施行に必要な細目については委員会に於いて定めることができる。ただし、細目を定めたときは会長に報告しなければならない。

附　則

１　この規程は、昭和62年７月10日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成13年５月２日から施行する。